

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案 対照表

○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（第五十六条関係）
 （傍線部分は改正部分。ゴシック部分は修正部分）

修正案	修正案	現行
<p>（役員の任命） 第二十四条（略） 2・3（略） 4 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5～7（略）</p>	<p>（役員の任命） 第二十四条（略） 2・3（略） 4 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。）、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>5～7（略）</p>	<p>（役員の任命） 第二十四条（略） 2・3（略） （新設）</p> <p>4～6（略）</p>

○ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（第七十二条関係）

（傍線部分は改正部分。ゴシック部分は修正部分）

修正案	改正案	現行
<p>（役員の任命） 第十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 文部科学大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>（役員の任命） 第十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 文部科学大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。）、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>4 ・5 （略）</p>	<p>（役員の任命） 第十二条（略）</p> <p>2 （略） （新設）</p> <p>3 ・4 （略）</p>